

令和6年度 第22回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年3月4日(火) 午前10時から11時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 細田耕治 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美 | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 | |
| | 任用課長 | 尾田聡子 | 係長 | 浅田瑞生 | |
| | 係長 | 山口玲夏 | 係長 | 河崎卓哉 | |
| | 主事 | 小谷健太 | 主事 | 蓮佛藍子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考に係る専決処分の承認について(警察本部)
議案第2号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第3号 人事委員会告示の一部改正について(選考により採用する職関係)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考(警察本部)に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(1) 条例の改正理由

刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 次の条例中懲役刑及び禁錮刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 職員の退職手当に関する条例

(ウ) その他の関係する条例

イ この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとする等の経過措置を定める。

ウ 施行期日は、令和7年6月1日とする。

※(2)ア(ウ)に掲げる条例の一部改正は意見照会の対象外

(3) 条例案に対する当委員会の判断(案)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであり、異議はない。

2 議案第61号 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

(1) 条例の制定理由

人材の確保が喫緊の課題となっている職等への職員の採用に係る緊急の措置として、鳥取方式短時間勤務を導入することについて必要な事項を定め、もって当該職等に必要の人材の確保を図る。

(2) 条例の概要

ア 鳥取方式短時間勤務をする職員の採用

知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務(育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。)をする職員を採用することができることとする。

(ア) 児童福祉法第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者

(イ) 保健師助産師看護師法第7条第3項の看護師の免許又は同法第8条の准看護師の免許を受けた者

(ウ) 歯科衛生士法第3条の歯科衛生士の免許を受けた者

(エ) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の認定を受けた者

(オ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

(カ) その他前各号に掲げる者に類する者として人事委員会規則で定める者

イ 働き方支援休暇

(ア) アにより採用した職員(以下「鳥取方式短時間勤務職員」という。)の無給休暇として働き方支援休暇を定める。

(イ) 働き方支援休暇は、鳥取方式短時間勤務職員の多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる部分に係る休暇とし、鳥取方式短時間勤務職員からの請求に基づき、1週間当たり概ね9時間を基本に30分を単位として、一の会計年度を通じて包括的に付与するものとする。

(ウ) 働き方支援休暇の付与は、鳥取方式短時間勤務職員が勤務することを要する時間が年間を通じて1週間当たり平均30時間となるよう付与することを基本とする。

ウ 部分休業及び子育て部分休暇に関する特例

部分休業及び子育て部分休暇は、1日につき2時間から部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けようとする日における働き方支援休暇の時間を減じた時間の範囲内で承認するものとする。

エ 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する特例

修学部分休業及び高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの働き方支援休暇の時間に応じて算出した時間の範囲内で行うことができるものとする。

オ 鳥取方式短時間勤務職員の給料

鳥取方式短時間勤務職員の給料月額、基準給料月額表に定める額を原則とする。

カ 施行期日は、令和7年4月1日とする。

(3) 条例案に対する当委員会の判断(案)

仕事と家庭生活との両立等に向けて多様で柔軟な働き方による支援が求められる中、新たな働き方として鳥取方式短時間勤務を導入することは人材確保のための緊急措置として一定の効果があるものと認められる。

一方で、前例のない緊急措置であり、実施に当たっては、採用や処遇などの面で現行の制度、組

織運営と整合性の取れた運用とするよう十分な検討を望むものである。

3 議案第 63 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

在宅勤務等の実施に係る光熱費等の職員の負担軽減等の観点から在宅勤務等手当を新設すること、へき地教育振興法の改正を踏まえてへき地手当（これに準ずる手当を含む。以下「へき地手当等」という。）を再任用短時間勤務職員に支給すること及び地方自治法が改正され職員に支給する給与の種類から特定任期付職員業績手当が削除されたことに併せ、国に準じて特定任期付職員に勤勉手当を支給するための所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 在宅勤務等手当の新設

a 住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において 10 日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。

b 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員に対して、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する地域手当及びへき地手当等を支給する。

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に対して勤勉手当を支給する。

ウ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

暫定再任用職員に対して、へき地手当等を支給する。

エ 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

※現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は意見照会の対象外

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

国に準じて多様な働き方に対応する手当の支給等を行うために所要の改正を行うものであり、異議はない。

4 議案第 64 号 職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

経済社会情勢の変化に対応するため、旅費は旅行に要する実費を弁償するものとし、その種類及び内容を見直す等所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員に支給する旅費の種目を鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当（現行 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、宿泊手当、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当）とする。

イ 鉄道賃の特別急行列車又は普通急行列車の座席指定料金に係る距離の制限を廃止（現行 片道 100 キロメートル以上）する。

ウ その他の交通費（現行 車賃）の支給の対象となる費用にタクシー、レンタカー、有料道路又は有料駐車場の利用に係るものを加える。

エ 宿泊費（現行 宿泊料）の支給額は、宿泊に係る特別な事情がある場合を除き、宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額とする。

オ 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用に関する旅費種目として包括宿泊費を新たに設ける。

カ 宿泊手当（現行 日当）の支給額は、宿泊を伴う旅行について 1 夜につき 2,400 円（現行 1 日につき 2,200 円）とする。

- キ 転居費（現行 移転料）の支給額は、転居の実態を勘案して算定される額（現行 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額）とする。
- ク 着後滞在費（現行 着後手当）の支給額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額（現行 日当及び宿泊料定額の5夜分）とする。
- ケ 旅費の支給額の上限は、旅費の種目ごとにそれぞれの費用又は種目について計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする。
- コ 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。
- サ その他所要の改正を行う。
- シ 施行期日等
 - （ア）施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - （イ）所要の経過措置を講ずる。

※証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正は意見照会の対象外

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

経済社会情勢の変化に対応するため国に準じて所要の改正を行うものであり、異議はないが、運用に当たっては、旅費の支給に係る手続き等の職員の事務負担が軽減されるよう努められることを望む。

5 議案第65号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

仕事と家庭生活等との両立支援や公務能率の向上等を図るため、フレックスタイム制度の拡充等により、職員がより多様で柔軟な働き方の選択等が可能となるよう関係する条例について所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

（ア）フレックスタイム制度において、通常の週休日に加えて勤務時間を割り振らない日を設ける措置（選択的週休3日制）の対象となる職員に、活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員を加える。（現行 育児や介護をする職員）

（イ）次に掲げる場合には、休憩時間を一斉に与えないこととすることができるものとする。

a 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき

b フレックスタイム制度により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

（ウ）子を養育するために正規の勤務時間以外の勤務をしないことを請求することができる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（現行 3歳に満たない子のある職員）とする。

（エ）子育て部分休暇の対象となる子を中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者又は障害児である子にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）（現行 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）とする。

（オ）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（相談体制の整備等）を行う。

イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

アに準じた改正を行う。

ウ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

フレックスタイム制度の拡充に伴う会計年度任用職員の退職手当の取扱いを定める。

エ 施行期日は、令和7年4月1日とする。

(3) 条例案に対する当委員会の判断 (案)

仕事と家庭生活等との両立支援や公務能率の向上等を目的に所要の改正を行うものであり、異議はないが、当該改正により拡充される制度等(子育て部分休暇等)を利用する職員が在籍する所属に勤務する職員の負担に対しても十分に配慮することが必要であると考えます。

【質疑等】

(議案第61号 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例)

委員：鳥取方式短時間勤務職員の給料について、どのように常勤の正職員との均衡が図られているのか。

事務局：給料の時間単価が均衡するよう設計されている。

委員：役職を限定することで常勤の正職員と区別しているということか。

事務局：鳥取方式短時間勤務職員については係長級までしか昇任できない仕組みとなっている。

委員：時間外勤務や早出勤等々は想定されているのか。

事務局：育児や介護等の事情がある職員が対象となるので、基本的には時間外勤務はさせないよう配慮することになるが、公務に従事する職員である以上、全く時間外勤務等を命令できないということにはならない。

委員：鳥取方式短時間勤務職員が予定された勤務時間を超えて勤務をした場合、時間外勤務として割増支給がされれば常勤の正職員より割増分だけ高い給与が支給されるのか。

事務局：時間外勤務手当は、常勤の正職員の1日の勤務時間である7時間45分を超えるまでは割増なしでの支給とされているので、そのような差は生じない。また、1日7時間45分までの勤務は時間外勤務ではなく、働き方支援休暇を取り消すという運用も考えられる。いずれにしても鳥取方式短時間勤務職員と常勤の正職員の給与が均衡するような整理になっている。

委員：働き方支援休暇を取り消し、7時間45分を超えた勤務が時間外勤務ということになるのか。

事務局：休暇の取消しを優先するかどうか等の運用面については、現時点では任命権者においてもまだ整理されていないようだ。基本的には時間外勤務をさせないということだと考える。

委員：教員の例でいうと、常勤の勤務ではない職員は担任は担当できないなど、組織運営上の自由度が制限されるが、今回採用する鳥取方式短時間勤務職員が配置される所属においてはそのような懸念は想定されるのか。

事務局：鳥取方式短時間勤務職員は育児や介護等の事情があることが前提なので、例えば夜勤が必要な所属において鳥取方式短時間勤務職員に夜勤を命じることができるのか検討が必要になること等は想定される。

委員：4月1日採用においては対象を県の会計年度任用職員に限定することになっているが、対象者の男女比や年代はどのような構成になるのか。

事務局：現在週30時間程度の勤務をしていて短時間勤務を希望される59歳までの者の募集が予定されている。対象者の人数は、保育士、看護師、臨床心理士、歯科衛生士、合計して8人程度と聞いている。男女比は確認していない。

委員：会計年度任用職員の制度は今後どうなるのか。4月1日の鳥取方式短時間勤務職員の採用により会計年度任用職員が減少するが、今後、少しずつ減らしていく方針なのか。

事務局：会計年度任用職員の制度は維持される。

事務局：国において会計年度任用職員制度の見直しも検討されているので、国の制度が整えば、鳥取方式短時間勤務職員の制度は廃止するという事を任命権者は考えているようだ。

委員：特定の職の人材確保のための条例とされているが、どのような点が人材確保につながると考えているのか。今回の4月1日の採用ではこれまで会計年度任用職員だった者が鳥取方式短時間勤務職員となるため、職員数は変わらない。

事務局：今回の4月1日の採用では職員数は増えないが、鳥取方式短時間勤務職員は雇用期間に定めのない安定的な職であるという点で、今後も一定のニーズはあると考える。

(議案第 63 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)

委員：どのような場合に職員は在宅勤務をするのか。

事務局：通勤時間の削減による職員の負担軽減等を目的に在宅勤務を行うものであり、現在、知事部局においてはやむを得ない事情がある場合を除き原則週 1 回までという運用になっているが、今後、在宅勤務制度の拡充が予定されており、今回の条例改正により在宅勤務日数の多い職員に対して在宅勤務手当の支給が可能となる。

(議案第 64 号 職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例)

事務局：職員の負担が増えることが想定されるが、任命権者と職員組合との交渉において、職員組合としては、職員の事務作業の負担は最小限にとどめるとの説明を受けて合意したとのことである。

事務局：旅行する職員本人だけでなく、請求される旅費の内容を審査する職員の負担の増加も懸念される。

(議案第 65 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例)

事務局：選択的週休 3 日制における任命権者と職員組合との交渉では、職員組合としては、周りの職員の負担増加の懸念に対して定数確保や業務の削減を一層進めるよう要請した上で、限定的な運用であることから合意したとのことである。

委員：選択的週休 3 日制の対象として、活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員が加わるとのことだが、どれくらいのニーズが想定されるか。例えば、昨年度新設したふるさと応援休暇の利用状況はどうか。

事務局：ふるさと応援休暇の利用状況について、手元にデータはないが、例年行っている各任命権者への各休暇の利用状況等の照会の際に、同休暇を年間を通じて利用可能となった令和 6 年の利用状況を併せて確認したい。

◇議案第 3 号

人事委員会告示の一部改正（選考により採用する職関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり告示の一部を改正する。

1 改正する告示の名称

選考により採用する職（平成 18 年鳥取県人事委員会告示第 1 号）

2 改正理由

病院栄養士は、治療としての栄養管理を行う職であり、高血圧、糖尿病、腎臓病のほか、化学療法、手術後の栄養管理による早期治癒の観点からのアプローチを必要とする業務であり、病院管理栄養士特有の専門性がある。また、専門性が問われることに併せ、病院勤務経験が問われる診療報酬上の要件があることから、近年知事部局との人事交流は行っていない。

このような職務の特殊性、少数職種であることに鑑み、より病院での業務に適した人材を適時かつ機動的に採用することが適当と考えられるため、選考職に位置付けるもの。

3 施行日

公布日

六 次回人事委員会の開催

令和 7 年 3 月 18 日（火）午前 10 時 00 分から開催することとした。